報告第7号

平成29年度健全化判断比率及び資金不足比率について

平成29年度健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、監査委員の審査意見書を付して、次のとおり報告する。

平成30年8月31日提出

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による 平成29年度健全化判断比率

(単位:%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
_	_	9.8	70.8
12.63	17.63	25.0	350.0

備考

- 1 上段には本市の比率を、下段には早期健全化基準を記載した。
- 2 実質赤字比率、連結実質赤字比率は、該当がないため「一」を記載した。
- 2 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による 平成29年度資金不足比率

(単位:%)

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	_	20.0
工業用水道事業会計	_	
病院事業会計	_	
地方卸売市場事業特別会計	_	
下水道事業特別会計	_	
農業集落排水事業特別会計	_	

備考

1 全ての会計において、資金不足比率の該当がないため、「一」を記載した。